

えりも町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024年(令和6年)度～2030年(令和12年)度

2024年(令和6年)11月 えりも町



**ZERO
CARBON
HOKKAIDO
ERIMO**

目次

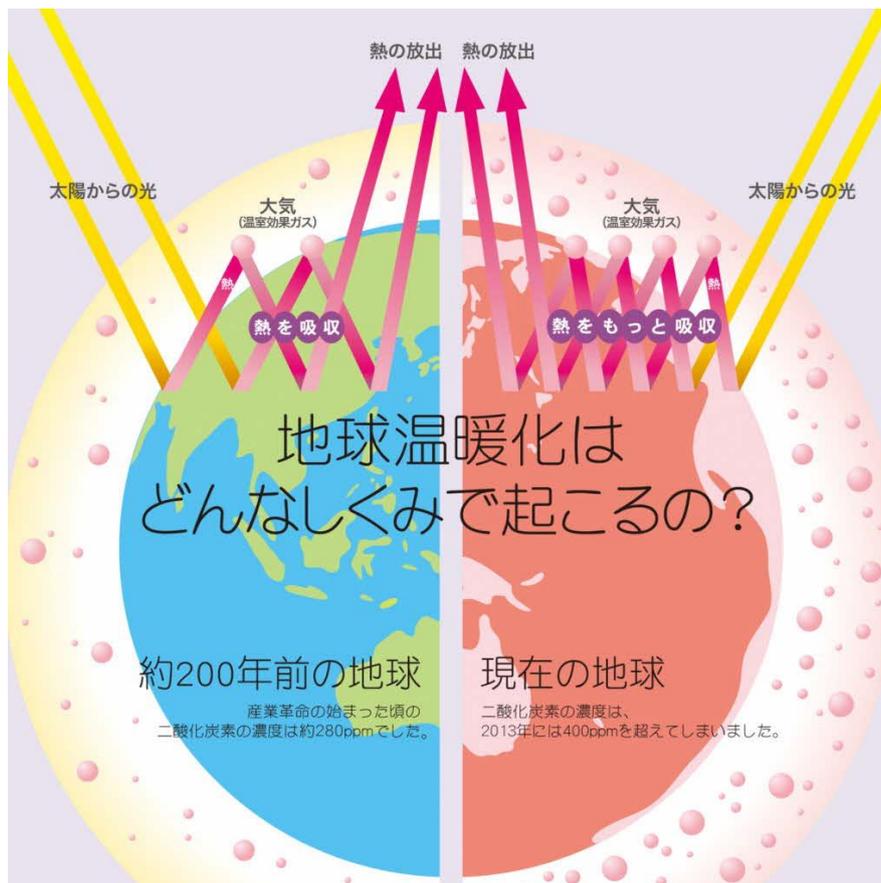
第1章 計画策定の背景	- 3 -
1. 地球温暖化と気候変動	- 3 -
(1)地球温暖化のメカニズム	- 3 -
(2)気候変動の影響	- 4 -
2. 地球温暖化対策をめぐる動向	- 4 -
(1)地球温暖化対策を巡る国際的な動向	- 4 -
(2)地球温暖化対策を巡る国内の動向	- 4 -
第2章 計画の基本的事項	- 6 -
1. 計画の目的	- 6 -
2. 計画の対象とする範囲	- 7 -
3. 対象とする温室効果ガス	- 8 -
4. 計画期間と基準年度	- 9 -
5. 上位計画及び関連計画との位置付け	- 9 -
第3章 えりも町における温室効果ガスの排出状況	- 10 -
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	- 10 -
(1)エネルギー種別温室効果ガス排出量	- 10 -
(2)主な公共施設の温室効果ガス排出量	- 11 -
2. 現状年度の二酸化炭素排出量	- 12 -
(1)エネルギー種別温室効果ガス排出量	- 12 -
(2)主な公共施設の温室効果ガス排出量	- 13 -
第4章 えりも町の温室効果ガス排出量削減目標	- 14 -
1. 目標設定の考え方	- 14 -
2. 2030年度の目標	- 15 -
3. 削減方針	- 16 -
(1)地球温暖化防止対策基本理念及び基本方針	- 16 -
(2)えりも町ゼロカーボンシティ宣言	- 17 -
4. 温室効果ガス削減のための取組	- 18 -
第5章 計画の進行管理	- 20 -
1. 事務事業編の推進体制	- 20 -
2. 仕組み	- 21 -
(1)計画の進行管理の仕組み	- 21 -
(2)実行手順	- 21 -
(3)計画の進捗状況の公表	- 22 -

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化と気候変動

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽の放射熱によって暖められ、その一部を宇宙に放出することによって冷却しています。地表面の温度は、このエネルギーバランスによって決まりますが、その際に大きな役割を果たしているのが、大気中の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素などの「温室効果ガス」と呼ばれる気体です。温室効果ガスは、地表から放射された赤外線を吸収し、その一部を再び地表に放射することによって、地球の温度を生命維持に適した状態に保っています。しかし、産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させてしまいました。このため、温室効果が強くなり、地表面の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」です。大気による温室効果の寄与率を見ると、水蒸気が約6割、二酸化炭素が約3割、その他が1割で、水蒸気が多くを占めています。水蒸気は人間が排出する温室効果ガスには含まれませんが、温暖化を増幅させる作用があります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

(<http://www.jccca.org/>)

(2) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 地球温暖化対策をめぐる動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationallydeterminedcontribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年）度の温室効果ガスの削減目標を2013年（平成25年）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続

けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年（令和3年）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年（令和12年）度において、温室効果ガスを2013年（平成25年）度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年（令和12年）度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本町では、2015年（平成27年）3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」と言います。）」に基づく「えりも町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

そして、世界的な動向として、脱炭素社会への移行が本格的に始まったことなどを受け、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「えりも町ゼロカーボンシティ宣言」を2024年（令和6年）9月に表明しました。

なお、本計画は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、法第21条第1項において、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画」として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12（省略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14（省略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（省略）

2. 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、えりも町役場の全事業拠点の事務及び事業とする。

表1に示す公共施設のほか、表2に示す2019年（平成31年）度から2023年（令和5年）度の計画において対象外としていた施設を、本計画で新たに対象とする公共施設を含め対象とする公共施設とします。

表1 対象とする公共施設

えりも町役場庁舎	えりも町立えりも小学校
えりも町交流館	えりも町立えりも中学校
えりも町清掃センター	えりも町立えりも岬小学校
えりも町立えりも岬保育所	えりも町立庶野小学校
えりも町立庶野保育所	えりも町立笛舞小学校
えりも町立中央保育所	えりも町立東洋小学校
えりも町高齢者ケアホーム「いずみ」	えりも町福祉センター
えりも町高齢者福祉寮「ゆうゆう」	えりも町民体育館
えりも町保養施設「とまべつ 憩いの湯 ちやつぷ」	えりも放課後児童クラブ
えりも町クリーンセンター (リサイクルセンター、浸出水処理施設、埋立処分地施設)	庶野放課後児童クラブ
えりも町交流促進センター襟裳岬「風の館」	えりも町郷土資料館
えりも浄化センター	えりも町立北海道えりも高等学校
えりも町国民健康保険診療所	公用車

表2 本計画で新たに対象とする公共施設

えりも町笛舞ふれあい館	森と湖の里ふれ愛館
歌別生活館	西部地区水道施設
近浦多目的集会施設	東部地区水道施設
桜岡生活館	目黒地区水道施設
庶野生活館	えりも町スケートリンク
上歌別生活館	えりも町第二体育館
西えりも生活館	えりも小学校プール
東洋生活館	えりも町陸上競技場
東洋第2生活館	えりも町庶野さくら公園
目黒生活館	えりも町百人浜オートキャンプ場
えりも町斎場	えりも町百人浜パークゴルフ場

3. 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲げる7種類の物質（表3参照）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

※他6物質については、排出量が把握できない、または極めて少ない（あるいは排出実績がない）ため、本計画では対象外とします。

表3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める温室効果ガス

対象ガス		主な発生源
二酸化炭素	CO ₂	化石燃料の燃焼など
メタン	CH ₄	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷媒の使用、発泡剤の使用、消火剤の使用など
パーフルオロカーボン	PFC	溶剤の使用など
六フッ化硫黄	SF ₆	電気絶縁ガス使用機器
三フッ化窒素	NF ₃	半導体製造業など

4. 計画期間と基準年度

本計画は、2013年（平成25年）度を基準年度とし、2030年（令和12年）度を目標年度と設定します。

計画期間は、2024年（令和6年）度から2030年（令和12年）度までの7年とします。

5. 上位計画及び関連計画との位置付け

えりも町では、地球温暖化対策推進法に基づき、えりも町の率先行動を示す「えりも町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目指す。

第3章 えりも町における温室効果ガスの排出状況

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

(1) エネルギー種別温室効果ガス排出量

2013年（平成25年）度におけるえりも町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の総量は、2,761.2t-CO₂となっています。

エネルギー種別に排出量をみると、電気が最も多く、全体の63.5%を占めています。次いで灯油が17.3%、A重油が10.8%、軽油が5.5%となっています。ガソリンとLPGは、5%未満と少なくなっています。

図1 2013年（平成25年）度におけるエネルギー種別排出量

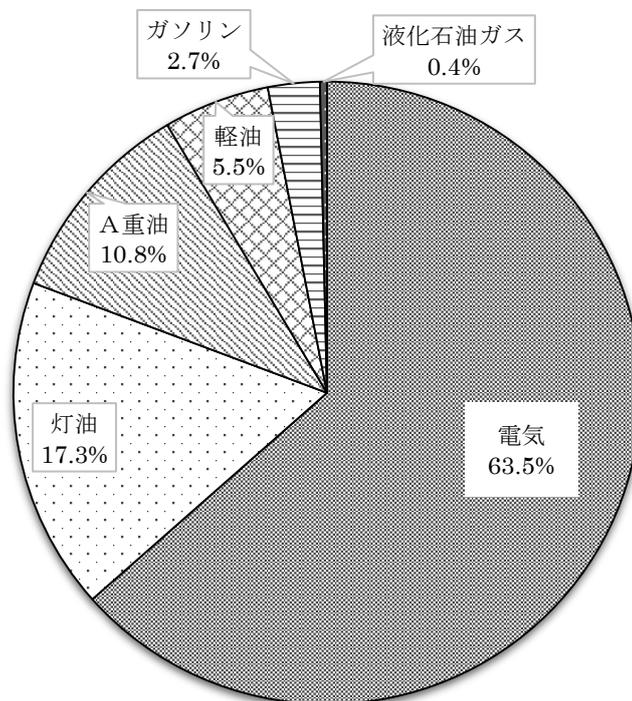


表4 2013年（平成25年）度えりも町役場のエネルギー種別別温室効果ガス排出量

エネルギー種別		単位	平成25年度（基準年度）	
			エネルギー使用量	温室効果ガス (t-CO ₂)
電気	一般電気事業者	kWh	2,542,730.0	1,749.4
燃料	灯油	L	191,318.0	476.4
	A重油	L	109,452.0	296.6
	軽油	L	60,244.8	155.4
	ガソリン	L	31,729.9	73.6
	液化石油ガス (LPG)	m ³	4,421.2	9.9
合計				2,761.2

※温室効果ガス排出量の算定については参考資料を参照。

(2) 主な公共施設の温室効果ガス排出量

主な公共施設別に排出量をみると、「えりも町立えりも小学校」が最も多く、全体の10.9%を占めています。次いで、「えりも町役場庁舎」が9.9%、「えりも町クリーンセンター」が9.2%となっています。

表5 2013年（平成25年）度における主な公共施設別の温室効果ガス排出量

施設等名称	CO ₂ 排出量 (t - CO ₂)	比率
えりも町立えりも小学校	302.2	10.9%
えりも町役場庁舎	273.9	9.9%
えりも町クリーンセンター	252.9	9.2%
公用車	222.2	8.0%
えりも町国民健康保険診療所	213.2	7.7%
えりも浄化センター	132.1	4.8%
えりも町清掃センター	130.7	4.7%
えりも町高齢者センター	129.7	4.7%
えりも町立えりも中学校	128.7	4.7%
えりも町立東洋小学校	120.7	4.4%
えりも町立北海道えりも高等学校	111.3	4.0%
えりも町交流促進センター襟裳岬「風の館」	107.0	3.9%
えりも町立中央保育所	89.8	3.3%
えりも町立笛舞小学校	83.6	3.0%
えりも町立えりも岬小学校	74.4	2.7%
えりも町民体育館	67.7	2.4%
えりも町福祉センター	61.1	2.2%
えりも町高齢者ケアホーム「いずみ」	57.3	2.1%
えりも町立庶野小学校	55.1	2.0%
えりも町立えりも岬保育所	38.4	1.4%
えりも町郷土資料館	35.0	1.3%
えりも町高齢者福祉寮「ゆうゆう」	31.9	1.1%
えりも町立庶野保育所	24.3	0.9%
えりも町交流館	11.0	0.4%
放課後児童クラブ	7.1	0.3%

※四捨五入の関係で各項目の比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 現状年度の二酸化炭素排出量

(1) エネルギー種別温室効果ガス排出量

2023年（令和5年）度におけるえりも町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の総量は、1,847.3t-CO₂となっています。

エネルギー種別に排出量をみると、電気が最も多く、全体の65.4%を占めています。次いで灯油が15.5%、A重油が12.0%、軽油が4.6%となっています。ガソリンとLPGは、5%未満と少なくなっています。

図2 2023年（令和5年）度におけるエネルギー種別排出量

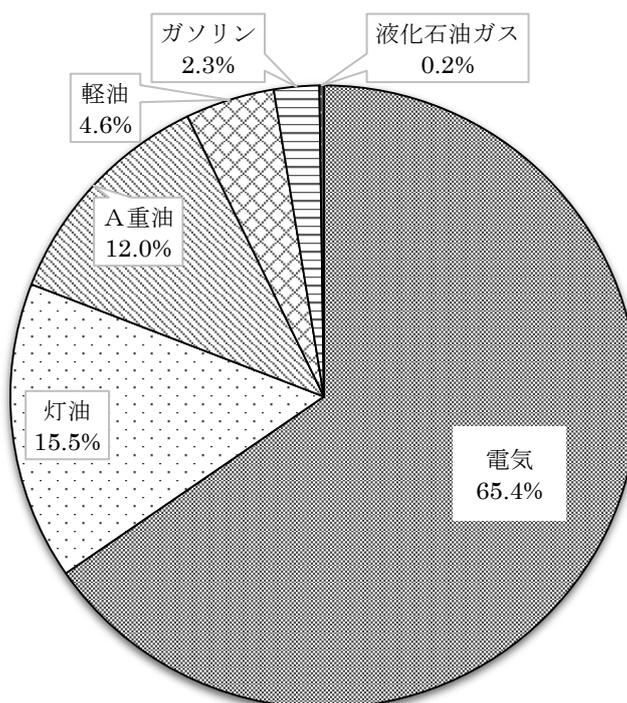


表6 2023年（令和5年）度えりも町役場のエネルギー種別別温室効果ガス排出量

エネルギー種別		単位	令和5年度	
			エネルギー使用量	温室効果ガス (t-CO ₂)
電気	一般電気事業者	kWh	2,266,381.4	1,208.0
燃料	灯油	L	154,627.4	286.1
	A重油	L	116,946.1	221.0
	軽油	L	45,438.8	85.0
	ガソリン	L	23,486.5	43.0
	液化石油ガス (LPG)	m ³	3,174.6	4.3
合計				1,847.3

※温室効果ガス排出量の算定については参考資料を参照。

(2) 主な公共施設の温室効果ガス排出量

主な公共施設別に排出量をみると、「えりも町立えりも小学校」が最も多く、全体の14.4%を占めています。次いで、「えりも町クリーンセンター」が10.0%、「えりも町役場庁舎」が9.8%となっています。

表7 2023年（令和5年）度における主な公共施設別の温室効果ガス排出量

施設等名称	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	比率
えりも町立えりも小学校	265.71	14.4%
えりも町クリーンセンター	184.48	10.0%
えりも町役場庁舎	180.62	9.8%
えりも町国民健康保険診療所	142.62	7.7%
公用車	124.33	6.7%
えりも浄化センター	121.2	6.6%
えりも町清掃センター	119.47	6.5%
えりも町立えりも中学校	101.58	5.5%
えりも町保養施設「とまべつ 憩いの湯ちゃっぷ」	67.82	3.7%
えりも町立北海道えりも高等学校	62.94	3.4%
えりも町交流促進センター襟裳岬「風の館」	62.49	3.4%
えりも町立中央保育所	58.49	3.2%
えりも町立庶野小学校	51.21	2.8%
えりも町立笛舞小学校	50.65	2.7%
えりも町立えりも岬小学校	48.74	2.6%
えりも町民体育館	48.52	2.6%
えりも町福祉センター	48.5	2.6%
えりも町高齢者ケアホーム「いずみ」	26.54	1.4%
えりも町高齢者福祉寮「ゆうゆう」	22.97	1.2%
えりも町立えりも岬保育所	16.94	0.9%
えりも町郷土資料館	15.04	0.8%
えりも町立庶野保育所	13.39	0.7%
放課後児童クラブ	7.13	0.4%
えりも町交流館	5.39	0.3%
えりも町立東洋小学校	0.51	0.0%

※四捨五入の関係で各項目の比率の合計が100.0%とならない場合があります。

第4章 えりも町の温室効果ガス排出量削減目標

1. 目標設定の考え方

国は、地球温暖化対策計画において、地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を2030年（令和12年）度までに基準年度の2013年（平成25年）度に比べて46%削減としています。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」（以下、「政府実行計画」と言います。）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030年（令和12年）度までに基準年度の2013年（平成25年）度に比べて50%削減としています。

本計画では、政府実行計画を踏まえ、本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

図3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車・電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



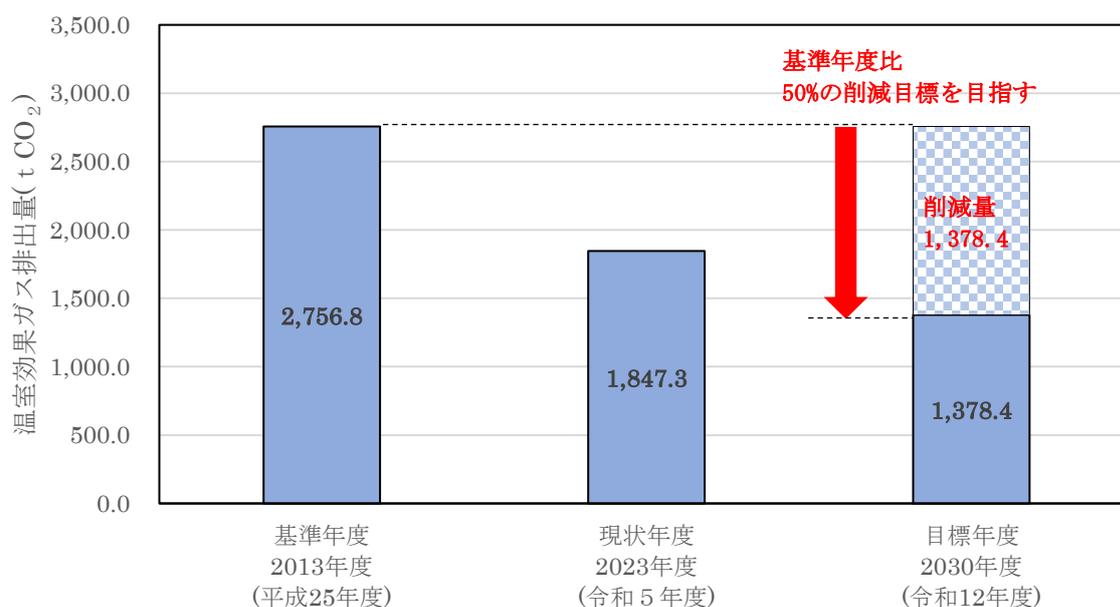
合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2. 2030年度の目標

地球温暖化の原因物質と言われる温室効果ガス排出量を削減するには、えりも町の事務事業の執行に際し、できるだけエネルギー使用量を少なくするなど、職員一人ひとりの創意工夫による、効率的な事務事業の執行が必要不可欠となります。

えりも町では、このような取組により、目標年度である2030年（令和12年）度には、町が排出している温室効果ガスを、2013年（平成25年）度比で50%削減することを目指します。

図4 温室効果ガス排出の削減目標



3. 削減方針

(1)地球温暖化防止対策基本理念及び基本方針

えりも町では、削減目標を実現するために、次の基本理念及び方針で取り組みます。

基本理念

えりも町は、北に日高山脈、南に太平洋を望む豊かな自然環境を有しており、それらの環境は安らぎと潤いを住む人や訪れる人々に与え、町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

一方で、経済性や利便性を追求した現在のライフスタイルは、環境への負担が大きく、地球温暖化等の深刻な問題が顕在化しています。

えりも町の自然環境を守り、後世に継承するために、えりも町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、率先して省エネルギーや省資源をはじめとする地球温暖化防止対策に取り組みます。

基本方針

1 日常的な取組の推進

職員一人一人が日常的な事務事業を推進する中から、エネルギーや資源の重要性を認識し、限りある資源を有効活用するため、省エネルギー・省資源に取り組みます。

2 継続的な改善の実施

毎年エネルギー使用量を把握・集計し、温室効果ガス削減状況を取りまとめるとともに、取組等を見直すことにより、継続的な改善を図り、目標の達成を目指します。

3 取組の公表

地球温暖化防止に向けた取組は、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成31年3月31日 えりも町長 大西正紀

(2) えりも町ゼロカーボンシティ宣言

豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、脱炭素のまちづくりを推進し 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指します。

えりも町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化による気候変動が一因とされる異常気象が世界各地で発生しています。我が国においても、豪雨・台風等の自然災害の激甚化や猛暑が頻発するなど、私たちの生命や暮らし、生態系への影響が懸念されています。

世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前と比べ1.5°C水準に抑えるためには、2050年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要であるとされており、我が国では、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

地球温暖化という世界が直面している危機に対し、本町は、先人たちから受け継いだ日高山脈と太平洋に育まれた豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、町民・事業者の皆様と一体となって自然を守りそしていかしながら、脱炭素のまちづくりを進めてまいります。

「海と大地のふるさと」・「風極の地」えりも町は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。

令和6年9月18日

えりも町長 大西 正紀

4. 温室効果ガス削減のための取組

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(1) 取組内容

政府実行計画では、表8に示された取組が示されています。本町においては、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

(2) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器等の定期的なメンテナンスにより機器効率の低下を防ぎます。

(3) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・公共施設や街路灯・防犯灯など、照明のLED化を進めます。
- ・公共施設は、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討して、維持管理・更新を行います。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・再生可能エネルギーを公共施設等へ率先的に導入します。
- ・拠点となる公共施設とそれをつなぐネットワークを整備して、地域内でのエネルギーの地産地消を進め、災害時の自立的な電源の確保を図ります。

(5) 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を新規導入・更新する際には、代替可能な電気自動車電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合等を除き、エコカーの導入を検討します。

- ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(6) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

- ・ 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・ ごみ減量に向けた取組を促進します。
- ・ 「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ・ ペーパーレス化、食品ロスの削減や生ごみの資源化、適切な分別などに取り組みます。

(7) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・ 計画的な定時退庁（ノー残業デー）の実施により超過勤務を縮減します。
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・ W e b 会議システムの積極的な活用を進めます。

(8) 省資源の取組み

- ・ 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品をリデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達を推進します。
- ・ 書類の電子化を検討し、ペーパーレス化を推進します。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

(9) 町有林の整備と保全

健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上に努めます。

- ・ 適切な森林整備により豊かな森林資源を維持管理し、森林吸収源の確保と拡大を図ります。

第5章 計画の進行管理

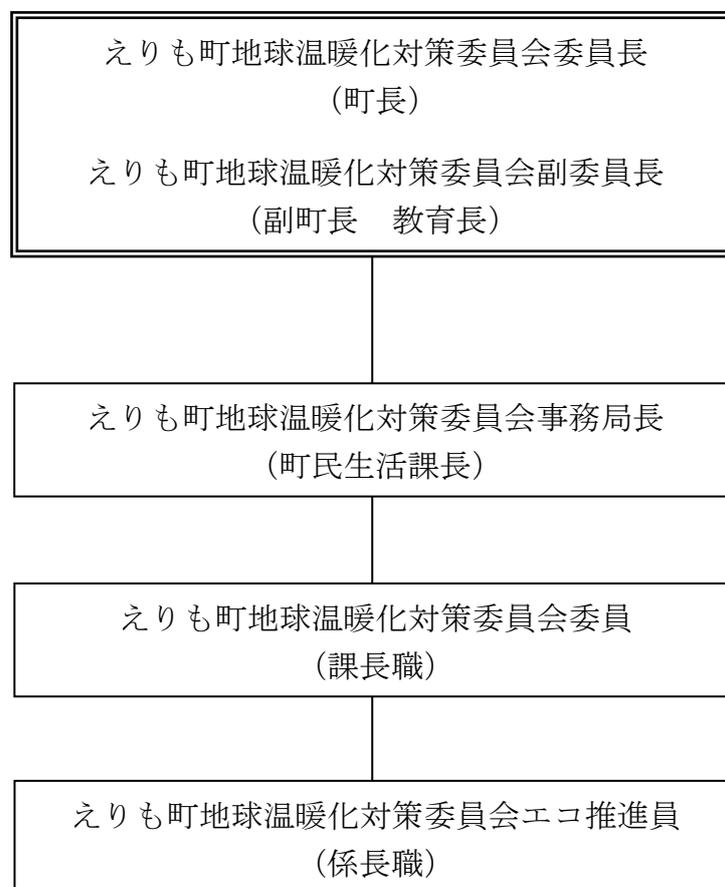
1. 事務事業編の推進体制

本計画の推進体制は、次のとおりとする。詳細な役割等はえりも町地球温暖化対策等委員会設置要綱（参考資料参照）に定める。

「えりも町地球温暖化対策実行計画」を推進していくためには、職員一人ひとりが各職場で省エネ・省資源行動等を率先的に実行していくことが必要となる。

それらの取組を、組織的に推進するとともに、進捗状況や課題を把握し、改善を図るための仕組みを、PDCAサイクルを基本とした体制として構築する。

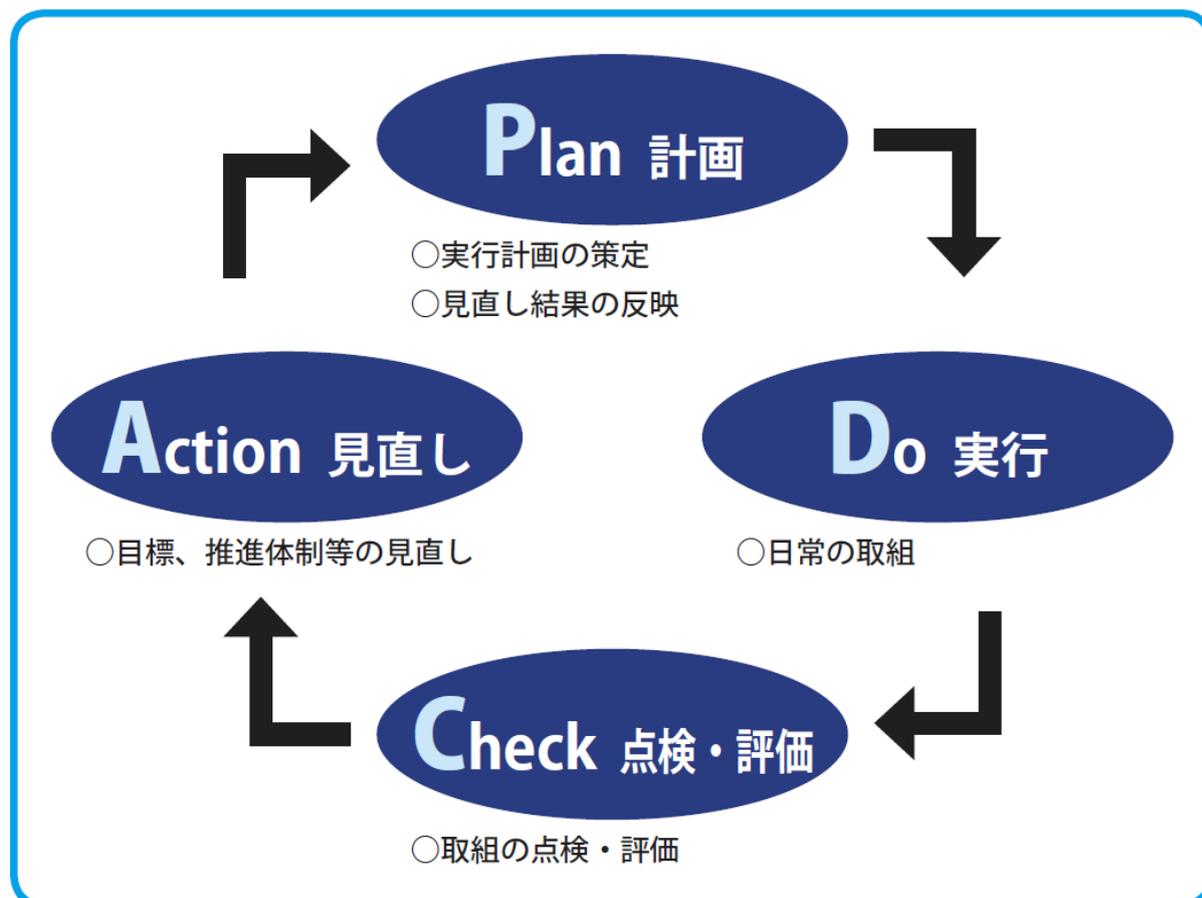
推進体制図



2. 仕組み

(1) 計画の進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的改善に基づき行い、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進するものとします。



(2) 実行手順

①計画 (Plan)

「えりも町地球温暖化対策実行計画」を策定する。

②実行 (Do)

【職員の実施事項】

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、日常的な省エネ・節電等の取組を実施する。

③点検・評価 (Check)

【えりも町地球温暖化対策委員会エコ推進員の実施事項】

担当する施設等のエネルギー使用量を年1回えりも町地球温暖化対策委員会事務局に報告する。

【えりも町地球温暖化対策委員会事務局の実施事項】

えりも町地球温暖化対策委員会エコ推進員から提出されたエネルギー使用量を取りまとめ、えりも町全体のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を

算定後、年1回えりも町地球温暖化対策委員会事務局長に報告する。

④見直し (Action)

【えりも町地球温暖化対策委員会事務局長の実施事項】

えりも町地球温暖化対策委員会事務局からの報告を踏まえて、計画の進捗状況を総括し、年1回えりも町地球温暖化対策委員会を開催し、えりも町地球温暖化対策委員会委員長に報告する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

【えりも町地球温暖化対策委員会委員の実施事項】

えりも町地球温暖化対策委員会において計画の取組等についての提案・意見及び担当する施設等の改善措置の指示を行う。

(3) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況や取組の成果を、ホームページなどにより公表する。

参考資料 1

えりも町地球温暖化対策委員会 設置要綱

(設置)

第1条 「えりも町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定及び推進するために、「えりも町地球温暖化対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長、事務局長、委員及びエコ推進員をもって構成する。

- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 事務局長は、地球温暖化対策内容を取り決め、事務のとりまとめを行い、これを推進する。事務局長は、町民生活課長をもって充てる。
- 5 委員は、地球温暖化対策内容についての提案及び改善措置の検討をする。委員は、えりも町行政組織規則、えりも町教育委員会事務局組織規則及びえりも町議会事務局規定に規定する課長職をもって充てる。
- 6 エコ推進員は、エネルギー使用量の把握、取りまとめ及び報告をする。エコ推進員は、えりも町行政組織規則、えりも町教育委員会事務局組織規則及びえりも町議会事務局規定に規定する係長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民生活課環境生活係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

参考資料 2

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項 (抜粋)

(定義)

第 2 条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 (省略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

4～7 (省略)

参考資料 3

温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 6 年 4 月）」に示される算定方法を用いています。

燃料・電気の種類ごとの使用に伴う温室効果ガス排出量 (kg-CO₂)

=燃料・電気の種類ごとの使用量 (L、kg、kWh)

×燃料・電気の種類ごとの温室効果ガス排出係数 (kg-CO₂/《L、kg、kWh》)

参考資料 4

各種燃料の温室効果ガス排出係数

エネルギー種別	単位	二酸化炭素排出係数	
		2013 年度 (平成 25 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
一般炭	kg	0.00233 tCO ₂ /kg	0.00233 tCO ₂ /kg
ガソリン (公用車)	L	0.00232 tCO ₂ /L	0.00232 tCO ₂ /L
ガソリン (公用車以外)	L	0.00232 tCO ₂ /L	0.00232 tCO ₂ /L
ジェット燃料油	L	0.00246 tCO ₂ /L	0.00246 tCO ₂ /L
灯油	L	0.00249 tCO ₂ /L	0.00249 tCO ₂ /L
軽油 (公用車)	L	0.00258 tCO ₂ /L	0.00258 tCO ₂ /L
軽油 (公用車以外)	L	0.00258 tCO ₂ /L	0.00258 tCO ₂ /L
A 重油	L	0.00271 tCO ₂ /L	0.00271 tCO ₂ /L
B 重油又は C 重油	L	0.00300 tCO ₂ /L	0.00300 tCO ₂ /L
液化石油ガス (LPG) (公用車)	kg	0.00300 tCO ₂ /kg	0.00300 tCO ₂ /kg
液化石油ガス (LPG) (公用車以外)	kg	0.00300 tCO ₂ /kg	0.00300 tCO ₂ /kg
液化天然ガス (LNG)	kg	0.00270 tCO ₂ /kg	0.00270 tCO ₂ /kg
電気事業者 (北海道電力)	kg	0.00688 tCO ₂ /kWh	0.000533 tCO ₂ /kWh

えりも町地球温暖化対策実行計画

令和6年11月

■発行

えりも町

■編集

町民生活課 環境生活係

〒058-0292

北海道幌泉郡えりも町字本町 206 番地

TEL 01466-2-4621

FAX 01466-2-4439

E-mail : erimo@sage.ocn.ne.jp